

平成 16 年 12 月 16 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

全国銀行協会

「信託業法」の施行に伴う政令・府省令の整備案に対する意見等の提出について

今般、当協会では、平成 16 年 12 月 3 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成16年12月16日

「信託業法」の施行に伴う政令・府省令の整備案に対する意見等

今般、「信託業法」の施行に伴う政令・府省令の整備案に対する意見等を下記の通り取りまとめました。何卒ご高配賜りますようお願い致します。

総 論

- ・ 政令・府省令公布後、施行日までわずかな期間しかないことから、例えば、信託業務を営む金融機関における社内体制の見直しや、みなし代理店における標識の掲示等、実務的な対応に困難なものがある。このため、政令、府省令の施行にあたっては、何らかの経過措置を設ける等、実務面に十分ご配慮いただくよう希望する。

各 論

【信託業法施行令】

第9条

- ・ （増額に伴う）営業保証金の供託および当局への届出について、何らかの経過措置を認めて頂きたい。また、国債供託届の様式や届出方法等について、具体的にご提示頂きたい。

【金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則】

第11条第2号

- ・ 仕組み案件については、信用供与のスキームの一環として信託契約を締結するケースも相当程度あるが、このような場合は、「信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為」には該当しないと考えているが、よいか。

第12条第2号

- ・ 「同一の内容の信託契約」であれば、金銭の信託に限定する必要はないので

はないか。例えば、基本契約等に基づき、継続的な追加信託若しくは反復的な信託契約を締結する場合は第2号に規定する信託契約に含まれることとすべき(委託者の意思の表明があれば、金銭の信託以外でも許容されるべき)。

第29条

- ・ 兼営法施行規則案第29条については、場合によっては、自由な商品設計とそれによる顧客利便向上の支障となる可能性があり、証券取引法第42条の2(損失補填等の禁止)等の潜脱となる信託を禁止することに限定した規定として頂きたい。

【銀行法施行規則】

第17条の2

- ・ 第1項第2号、第2項第4号に追加された「次条第2項第35号から第38号までに掲げる業務については、銀行が法第16条の2第2項第8号イに規定する信託兼営銀行である場合又は同号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。」との規定については、削除されるよう希望する(少なくとも、銀行グループ内において、証券専門会社の親銀行以外に信託兼営銀行がある場合、または当該証券専門会社の親銀行以外の子会社等として信託子会社等を有する場合に、当該証券専門会社が信託受益権販売業務等を営むことが可能であることを明確にすべき)。

以 上